

## 特別な栄養管理が必要な施設における管理栄養士の配置

### (1) 指定基準および対象施設

健康増進法第21条第1項に「特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。」と規定されている。

都道府県知事が指定する施設は、健康増進法施行規則第7条および平成25年3月29日健が発0329第3号厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知に示されている。

#### <管理栄養士必置指定基準>

指定基準 健康増進法施行規則第7条	対象施設 「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」 (平成25年3月29日健が発0329第3号) 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知
一号施設 (医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院 (許可病床数300床以上)</li> <li>・介護老人保健施設 (入所定員300人以上)</li> <li>・病院および介護老人保健施設 (病院許可病床数および介護老人保健施設の入所定員の合計が300以上)</li> </ul>
二号施設 (上記以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教護施設、更生施設 (生活保護法第38条)</li> <li>・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム (老人福祉法第5条の3)</li> <li>・乳児院 (児童福祉法第37条)、児童養護施設 (同法第41条)、福祉型障害児入所施設 (同法第42条第1号)、情緒障害児短期治療施設 (同法第43条の2)、児童自立支援施設 (同法第44条)</li> <li>・障害者支援施設 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項)</li> <li>・事業所、寄宿舍、矯正施設、自衛隊等</li> </ul>

※特定給食施設が1号施設及び2号施設又は複数の2号施設を対象として食事を供給する場合は、病院+介護老人保健施設に該当する場合を除き、食事数の合計が1回500食以上又は1日1500食以上である場合は二号施設にみなされる。

※特定給食施設が法令等により栄養士を必置とされている複数の社会福祉施設及び児童福祉施設に限り、法第21条第1項の指定の対象施設となる社会福祉施設等に供給される食事数が1回500食以上又は1日1500食以上となるものがある場合、二号施設とみなされる。

※事業所等では、主として事業所等に勤務又は居住する者により喫食され、かつ、事業所等で勤務又は居住する者の概ね8割以上が当該給食施設で供給する食事を喫食するものであって1回500食以上又は1日1500食以上供給する場合、二号施設とみなされる。

(2) 指定、変更および取り消しの手続きについて

a. 指定

- ①保健所は特定給食施設事業開始届出書・変更届出書や栄養管理状況報告書、巡回指導の結果に基づき、該当する施設の把握を行う。
- ②保健所は管理栄養士必置義務施設に該当する施設が確認できたら、県健康増進課へ報告する。
- ③県健康増進課は管理栄養士必置施設指定通知書（様式第4号）を、保健所を通じて交付する。
- ④指定を受けた施設は管理栄養士設置報告書（様式第5号）を保健所に提出する。
- ⑤管理栄養士設置報告書（様式第5号）は保健所が管理する。

様式第4号（第3条関係）

<b>管理栄養士必置施設指定通知書</b>					
<table border="1"><tr><td style="padding: 2px;">指定番号</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">—</td><td style="padding: 2px;">号</td></tr></table>			指定番号	—	号
指定番号	—	号			
給食施設の名称					
給食施設の所在地					
給食施設の種類					
給食施設の設置者の氏名					
給食施設の設置者の住所					
上記の給食施設を、健康増進法第21条第1項の規定による管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定します。					
年            月            日					
福井県知事		印			

b. 変更

管理栄養士設置指定施設は、管理栄養士設置報告書（様式第5号）の届出事項に変更があった場合は、同報告書にて保健所に提出する。

<管理栄養士設置報告書(様式第5号)記入事項>

項目	記入方法・留意点
報告者の住所、氏名	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の設置者の住所、氏名、電話番号を記入する</li><li>・法人にあつては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入する</li><li>・設置者が法人の場合は代表者、公立学校は自治体の首長をいうが、権限を委任している場合は委任されている者で構わない</li><li>・調理業務委託の場合でも設置者は施設側</li></ul>
管理栄養士名	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告時に施設設置者が雇用している常勤職員である管理栄養士の氏名を記入する</li><li>・常勤とは、原則として施設で定めた勤務時間をすべて勤務している者のことであり、雇用形態は問わない（おおむね週4日以上かつ1日6時間以上の勤務する者をいう）</li><li>・他の施設と兼務で従事している者は除く</li><li>・育休等、期限が限定された臨時的任用職員は除外し、所属する職員（育休中等も含む）の氏名を記入する</li></ul>
設置（変更）年月日	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規で採用した場合は採用日を記入する（施設が指定された日ではない）</li><li>・婚姻等で氏名が変更した場合は管理栄養士免許証（書換え後）が交付された日を記入する（婚姻日ではない）</li></ul>
注 管理栄養士免許証の写しを添付すること	今回変更があつた管理栄養士の管理栄養士免許証の写し

様式第5号（第3条関係）

年 月 日

福井県知事 様

報告者 住所

氏名

⑩

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地および代表者の氏名〕

管理栄養士設置報告書

下記のとおり、管理栄養士を設置（変更）しましたので、健康増進法施行細則第3条第2項の規定により報告します。

給食施設の名称

給食施設の所在地

指定番号

指定年月日

管理栄養士名	設置（変更）年月日	管理栄養士 名簿登録番号	管理栄養士 名簿登録年月日

- 注 1 報告者が自署する場合には、押印は不要である。  
2 管理栄養士免許証の写しを添付すること。

c. 取り消し

- ①保健所は栄養管理状況報告書で2年にわたり継続して指定の基準食数より10%以上達しなくなった場合、健康増進課へ報告する。
- ②指定を受けた施設の設置者は、指定基準に合致しなくなった旨の関係書類を保健所に提出する。
- ③健康増進課は管理栄養士必置施設指定取消通知書（様式第6号）を、保健所を通じて交付する。

様式第6号（第3条関係）

<b>管理栄養士必置施設指定取消通知書</b>	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
給 食 施 設 の 名 称	
給 食 施 設 の 所 在 地	
給 食 施 設 の 種 類	
給食施設の設置者の氏名	
給食施設の設置者の住所	
該当しなくなった日	年 月 日
上記の給食施設に対する管理栄養士必置施設の指定を取り消したので通知します。	
年 月 日	
福井県知事	印